

◆ 被扶養者申告書による届出に係る添付書類について

被扶養者の状況	添付書類	認定対象者						
		同居・別居				同居が条件		
		配偶者	子	実父母	孫	義父母	配偶者の連れ子	内縁の妻※5
扶養手当及び扶養控除が無しの場合	扶養事実証明書	○	○	○	○	○	○	○
申告理由が特殊で具体的な説明を要する場合	扶養事実申立書	○	○	○	○	○	○	○
認定対象者が配偶者以外の場合	他に主たる扶養者となり得る方の収入の確認できる書類		△※1	○※2	○※3	○※4	△※1	
同居の場合	住民票					○	○	○
別居の場合	仕送り状況申立書・送金の事実を客観的に確認できる書類・学生証(学生のみ)	○	○	○	○			
退職したことによる認定の場合	資格喪失証明書または離職票(写)	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険に未加入	給与明細書、雇用契約書等未加入であった旨が確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○
失業給付の手続きをしない場合	離職票①、②の原本	○	○	○	○	○	○	○
失業給付受給の手続きをする場合	雇用保険受給手続きに係る申立書	○	○	○	○	○	○	○
受給期間延長	離職票①、②、受給延長通知	○	○	○	○	○	○	○
公務員等で適用がない場合	辞令(写)	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険受給終了による認定の場合	「受給終了」の記載がある雇用保険受給資格者証(写)	○	○	○	○	○	○	○
パート・アルバイト収入がある場合	雇用証明書等	○	○	○	○	○	○	○
年金 恩給	受給中	直近の年金振込通知書(写) 改定通知書(写)	○	○	○	○	○	○
	申請中・受給予定	年金請求手続きに係る申立書 遺族年金請求手続きに係る申立書	○	○	○	○	○	○
自営業・個人事業主・農業	直近の確定申告書、収支内訳書(写) ※廃業の場合は廃業届(写)	○	○	○	○	○	○	
国民年金第3号被保険者該当者	国民年金第3号被保険者届 基礎年金番号通知書(年金手帳)(写)	○					○	
海外居住者(留学の場合のみ)	在学証明書等(写)、仕送り状況申立書、送金の事実を客観的に確認できる書類		○		○		○	
15歳未満の場合 (居住地により18歳未満)	乳幼児等医療費受給者証(写) 福祉医療費受給者証未交付申立書		○		○		○	
65歳から69歳の場合	老人医療費受給者証(写) 福祉医療費受給者証未交付申立書			○		○		
その他公費に該当する方	母子家庭等医療費受給者証(写) 障害者医療費受給者証(写)	○	○	○	○	○	○	

■上記書類以外にも状況によっては追加書類を求めることがあります。

● 取消

被扶養者の状況	添付書類
証回収	被扶養者証
資格喪失証明書が必要となる場合	資格喪失証明願
社会保険等加入の場合	新しい健康保険証の写し
雇用保険受給開始による取消	基本手当日額及び支給開始日の確認できる雇用受給資格者証(写)
パート収入が増加した場合	これまで収入の基準額を下回っていたこと、増加に転じた時点がわかる雇用証明書又は給与明細の写し
年金の額が改定された場合	年金改定通知書(写)
国民年金第3号→1号になった配偶者	国民年金第3号被保険者届 基礎年金番号通知書(年金手帳)(写)

※1
配偶者が認定されていない場合は組合員及び配偶者の源泉徴収票(扶養手当が無しの場合)

※2
父母の認定の際は、いずれか一方の認定であっても、夫婦の同居義務と扶養義務、日常生活費等の夫婦連帯責任の観点から父母の収入確認書類が必要です。

※3
孫の認定にあたっては、組合員の子と、子の配偶者を2人とも認定していれば、戸籍謄本が必要ですが、組合員の子のみを認定している場合は、戸籍謄本と子の配偶者の収入や仕送り等の確認書類が必要です。

※4
義父母の認定は、組合員の配偶者が認定されていることが条件です。配偶者が認定されていない場合は、配偶者の扶養に入れないか確認が必要です。

※5
内縁関係とは、社会一般から婚姻関係を認められる実質を有しながら、届出が無いために法律上の婚姻たる効力をもたない男女関係をいいます。戸籍謄本、社会一般から婚姻関係を認められていることの客観的な確認書類等の提出が必要です。